

宜野湾市立嘉数小学校 いじめ防止基本方針

I 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条及び宜野湾市いじめ防止基本方針に則り、宜野湾市立嘉数小学校に通う児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし策定する。

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
宜野湾市いじめ防止基本方針 p 4（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめの定義を端的に言うと・・・

「いじめの定義」を保護者に説明する場合

いじめには、2種類のいじめがありまして、1つ目は、「児童が、一定の人間関係のある者から、叩かれたり蹴られたりするなど、直接、体にダメージを与えるいじめ」があります。
2つ目は、「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句などの言葉によるもの、『仲間はずれ、集団による無視』のほか、スマホのライン機能など、インターネットを通じて行われる誹謗中傷や屈辱感を与える静止画・動画を不特定多数に送信すること等、心にダメージを与えるいじめ」を意味します。

III 基本的な考え方

教職員がそろえ、市・地域・関係機関とつなぐ協働実践

1. 基本理念

※市基本方針「はじめに」を参考にする

全ての嘉数っ子は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に痛みや苦しみをもちやすいいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものである。このようないじめを防止し、嘉数っ子が安心して学校生活を送ることは全ての教職員が協働して取り組むべき重要な課題である。

このため、いじめ対策推進法第3条の趣旨を踏まえ、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを共通理解し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる対策を講じる。

また、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、嘉数っ子一人一人が十分に理解できるように、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互にベクトルを「そろえ」、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、いじめから一人でも多くの嘉数っ子を救うためには、直接関わる学校だけでなく、宜野湾市並びに市、家庭、地域、関係機関と「つなぎ(連携)」、市民総ぐるみでいじめ問題に向き合い、対応することが重要である。

なお、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、県、本市、嘉数中学校区自治会、地域住民、家庭その他の関係機関がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を根絶することをめざす。

2. 実践の方向性

学校の教育活動全体を通して、全ての嘉数っ子に「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」ことを継続指導し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力の素地を養う取組を推進する。

3. いじめ防止に対する本校の基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロ嘉数小の常識」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となつて、全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級・学年・活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊厳する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を識じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設ける。

IV 組織

1. いじめ防止に取り組むための組織と流れ

学年会

- ① 開催日：毎週金曜日の放課後 ② 構成員：各学年の学級担任

生徒指導部

- ① 開催日：毎週第2月曜日の放課後 ② 構成員：各学年から1名＋生徒指導主＋養護教諭＋教育相談＋特支コーディネーター＋SSW等

学校いじめ防止対策委員会

「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。(必要に応じて開催可能)

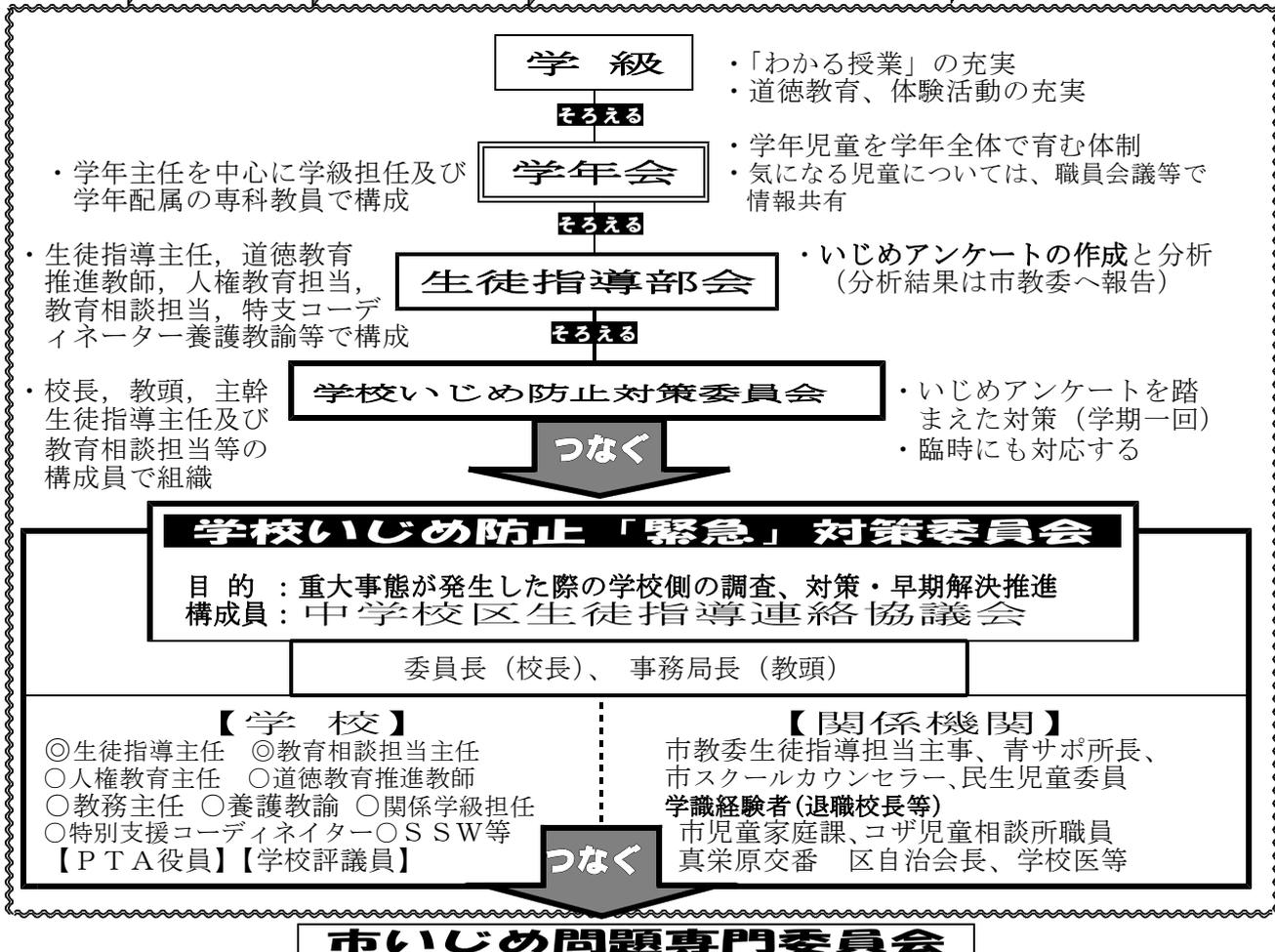
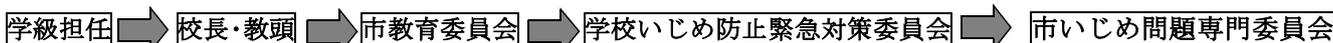
- ① 開催日：学期に1回開催(必要に応じ臨時に開催あり)
 ② 構成員：校長、教頭、主幹、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特支コーディネーター等(臨時の際は関連学年)
 ③ 目的：問題行動に係る迅速なケース会議＋いじめアンケートを踏まえた未然防止会議

学校いじめ防止緊急対策委員会

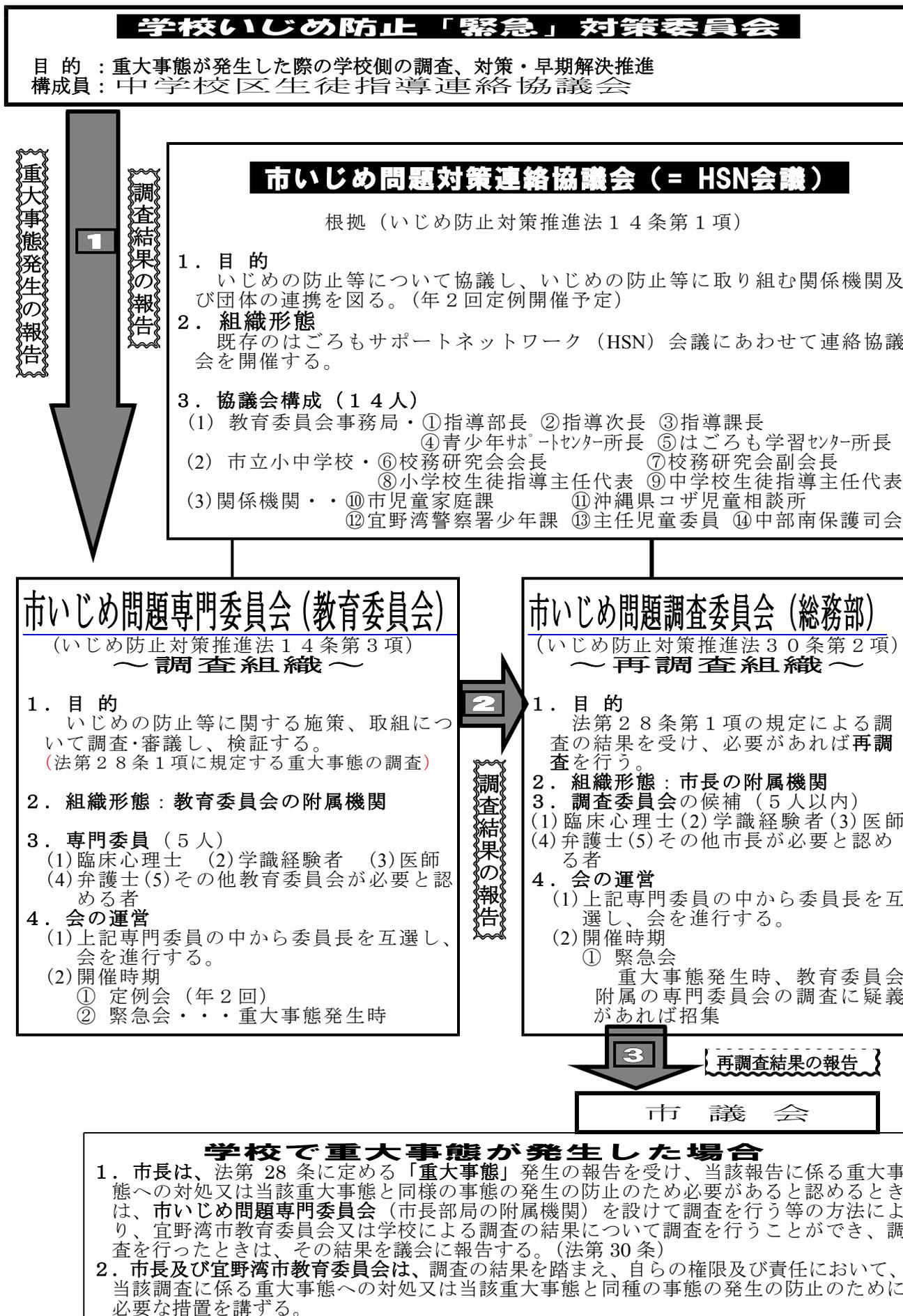
- ① 開催日：緊急を要する事案が発生した場合に開催 (*いじめ防止対策推進法第22条)
 ② 構成員：上記「いじめ防止対策委員会」に係る教職員
 P T A 役員、主任児童委員、民生児童委員、SSW、真栄原派出所・所員等、
 中学校区生徒指導連絡協議会の構成員
 ③ 目的：重大事態が発生した際に緊急開催 (*学校のいじめ調査組織)



※重大事態の場合※



2. いじめの防止等に関する学校・市教委・市の連携組織図



V. いじめ防止に向けた役割と具体的取組

□ 「いじめの未然防止」について

1 教職員

(1) 校長

- ①保護者、市民、事業者等及び関係機関と連携し、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取組を推進しなければならない。
- ②学校教育目標2「思いやりがありみんなと力を合わせる子」の意味(具体的目標)について、職員会等を通して、全教職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科経営に下ろすよう指示する。

重点目標「思いやりがあり、みんなと力を合わせる子」の指標

- 心のこもった挨拶や正しい言葉遣いあできる。
- 相手の気持ちを考え、みんなと仲良くできる。
- 自分のやるべきことをきちんとできる。
- 動物や植物を大切に世話が出来る。
- 決まりを理解し、進んで守ることができる。
- ものを大切にし、整理整頓ができる。

*重点目標の指標は「学校経営計画」に明記

- ②校長講話や行事のあいさつ等で、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、心に響く体験活動などを推進し、計画的に取り組む。
- ④宿泊学習（5学年）や職場見学（6学年）、校外学習、体験的活動等、児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に推進する。
- ⑤いじめの問題に嘉数っ子自らが主体的に参加する取組を推進する。（いじめ撲滅宣言等）
- ⑥学校だよりやホームページで、「宜野湾市いじめ防止基本方針」及び「嘉数小学校いじめ防止基本方針」の啓発に努める。
- ⑦スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）の活動方針を策定し、全教職員に周知する。
 - ※ 教員がいじめや不登校、また、家庭環境等の問題をSSW等に任せっきりの状態にしない体制づくり。
 - ※ 教員が主体となり、組織的に問題解決に取り組むため、SSWやSCの役割を明確化

(2) 全教職員

- ①「いじめ対策防止推進法8条」（学校及び学校の教職員の責務）を踏まえ、教職員全体一丸となっていじめ防止への使命感と責務を持つ。

いじめ対策防止推進法8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ② **市いじめ防止基本方針 p18～p20** 「i) いじめの防止」を読みあわせる。
- ③ **幼小中連携教育**を協働実践し、「**そろえ**」、「**つなぐ**」。
- ⑤ 日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を持たせる。
- ⑥ はやしたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換をうながす。
- ⑦ 人権教育の充実
 - ・毎月第2月曜日の「**人権の日**」を充実させる。（校内放送、掲示啓発活動、アンケート等）
- ⑧ 児童の変化を適切にとらえるために、毎月「**いじめ実態調査**」を実施する。
- ⑨ 道徳や特別活動の公開授業
- ⑩ 日曜授業参観日を中心として他の参観日に、道徳または特別活動（話し合い活動）の授業を公開し保護者への啓発に努める。

(3) 学級担任・教科担任

- ①一人一人を大切にした「わかる授業」の充実に努める。（毎時の授業を充実させる。）
- ②学年・学級経営の充実 *キーワードは「**集団づくり**」と「**授業づくり**」
 - ・学年集会や学年行事を通して、学年の一員としての所属感を味わわせる。
 - ・授業や行事の中で活躍できる場面を設定する。
 - ・学年・学級全体で「**ふわふわ言葉**」や「**ハッピー言葉**」等の定着を図る。
- ③道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さを理解させる。

- ・心に届く、心に響く、心を揺さぶる道徳教育の充実（人権教育、情報モラル）
- ・週1時間の道徳の授業を充実させ、『私たちの道徳』を効果的に活用する。
- ・朝の清掃活動や親子PTA作業等、奉仕の体験活動への積極的な参加を促す。
- ・道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さについて理解させ「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」という認識を、児童がもつように指導する。また、見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

④個々の価値観等の理解（道徳、特別活動）

(4) 養護教諭(教職員への周知)

- ①学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。
- ②職員会議で研修資料を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。
- ③生命を脅かす危険な行為、遊び(*プロレスごっこ等)について、保健集会等で児童に理解させる。

(5) 関係主任(生徒指導・教育相談・人権教育主任)

- ①いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ②関係研修会等での資料や実践例の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ③情報の共有の仕方について話し合う。

(6) 研究主任

- ①夏季休業中及び冬期休業中に、いじめの問題・道徳教育研修会・情報モラル研修会・教育相談研修会・生徒指導研修会等にかかる校内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。

(7) 道徳教育推進教師・平和教育主任

- ①道徳教育研修会等での資料や実践例、「私たちの道徳」の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ②「戦争は人間として絶対に許されない」＝「いじめは人間として絶対に許されない」として、生命を脅かす「いじめ」が学校生活における児童一人一人の平和を奪う行為であることを、平和集会等で取り上げる。

(8) スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)

- ① SSWやSCの「活動方針」を踏まえ、自分の役割を理解する。

2 嘉数っ子

- ①互いの違いを認め合い、共に支え合い、いじめのない学校生活を送れる態度を持つ。
- ②「チクチク言葉」や「ぐさぐさ言葉」を注意し合い、「ふわふわ言葉」等を意識し、使える。
- ③「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」態度を持つ。
- ④善悪の判断が分かり、自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。
- ⑤はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。
- ⑥携帯電話やスマートホン、インターネットのマナー・エチケット等を理解する。

3 保護者

- ①わが子の成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、わが子の心理を理解する。
- ②わが子の教育について第一義的責任であることを自覚し、わが子がいじめを行うことのないよう、規範意識や思いやりの心を育てる指導を行うよう努める。
- ③いじめを正しく認識するとともに、「いじめは絶対許されない」行為であり、わが子が心身ともに安心して生活できるよう努める。
- ④「ありがとう」「ごめんなさい」「よく頑張ったね」等、家庭でも「ふわふわ言葉」等を意識して会話できるようにする。
- ⑤ 自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
 - ・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
 - ・日常生活の様々な機会を通し、善悪の判断の育成に努める。
- ⑥わが子に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(保護者総会や学級懇談会における保護者同士の情報交換会、教育講演会の実施)
- ⑦わが子のがんばりをしっかり認めて褒めること、悪いことをしたときは、はっきりと叱るブレない子育てを心がける。
- ⑧父親の子育てへの積極的参加に努める。

4 地域

地域において嘉数っ子に対する見守り等を行うことにより、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

VI. いじめ防止に向けた役割と具体的取組

 「早期発見」について

1 教職員

(1) 校長・教頭

- ① 児童等が、いじめを受けていると思われるときは、全校体制で適切かつ迅速に対処する。
- ② 日頃から、気軽に話せるよう「コミュニケーションづくり」に努め、児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備する。
- ③ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
 - ・点検方法 (ア 授業参観 イ 教育相談週間時の参観 ウ 学校評価)
- ④ 「市校務支援システム」を日常的に活用し、嘉数っ子の出席状況を把握する。

(2) 全教職員

① 具体的ないじめの態様(例)を全職員で理解する。

- ア、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- イ、仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームにいれない
 - ・席を離される
- ウ、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- エ、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される
- オ、金品をたかられる
- ・脅され、お金や持ち物(例：携帯電話等)を取られる
- カ、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
- ・筆箱等、文房具を隠される
 - ・靴に画鋏やガム等を入れられる
 - ・写真や鞆等を傷つけられる
- キ、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・意に反して、教師や大人に暴言を吐くよう強要される
- ク、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報や嫌なことを載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ケ、性的いたづらをされる
- ・スカートをめくられる、ズボンを下ろされる等々

これらの「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ 上記ア～ケについては、職員会議もしくは、校内研修で読み合わせする。

- ② 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- ③ 日頃から、児童一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の生徒指導情報交換会で、全教職員に気になる表情、行動等を説明し、情報の共有化に努める。
- ④ 集団から離れて一人である児童への声かけに努める。
- ⑤ 個別面談や毎月のいじめアンケート調査による情報収集(全児童)
- ⑥ 児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究

(3) 学級担任・教科担任

- ① 日頃から、児童を継続観察し、信頼関係を築けるよう児童理解に努める。児童が示す小さな変化や危険信号 SOSを、決して見逃(=スルー)しないようにアンテナを高く保つ。
- ② 教育相談習慣「ハートフル・デー」や個人面談、家庭訪問の機会等を活用して、教育相談を行う。
- ③ 悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を育てる。

(4) 養護教諭

- ① 児童の健康相談を通して、身体的不調の背景にいじめや虐待等の問題が関わっていないか、把握する。
- ② 保健室を利用する子、委員会活動を共にする子との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、機会を捉え、悩みを聞く。
- ③ 生徒指導・教育相談・SSWとの調整の下、いじめ防止対策委員会を補佐する。
- ④ 専門家(学校医、心療内科医等)や専門機関との連携。

(5) 関係主任（生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当）

- ① 個別面談や教育相談、アンケートの時期や回数の決定
 <年間計画予定> ◎実施時期

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議 校内研修会等	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
いじめ防止委員会 生徒指導部会	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	◎
アンケート	○	○	○	◎		○	○	○	◎	○	◎	○
訪問・面談 ・教育相談等	◎	○	◎	◎		○	○	○	◎	○	◎	○

- ②職員会議では、毎月気になる児童の情報交換、支援の確認を行う。
 ・◎ 4月は、市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の読み合わせや共通理解、いじめに特化したアンケートの共有を行う。（必要に応じて8月には研修や話し合いを実施。）
- ③いじめ防止対策委員会は学期末に実施。ただ必要に応じて臨時開催あり。
 ・生徒指導部は毎月、職員会議前に実施。
- ④いじめアンケートは、◎は、市教委が求めるいじめ特化アンケート時期（7月、12月、2月）、○は学校独自で実施する。
- ⑤「ハートフル・デー」の実施時期
 ・教育相談週間（年二回6月・2月）や教育相談の日（毎月第3木曜日）を設定し、児童の不安や悩みを解消する。第4木曜日は気になる児童の様子を学年で確認する。
 ・教育相談の実施等、児童が安心して相談できる環境の整備に努める。そのため、教育相談週間及び児童と向き合う時間を確保し、全校体制で計画的に実践できるように努める。保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について全教職員及び児童に周知する。
- ⑥ 専門機関（市児童家庭課、コザ児童相談所、要保護児童対策地域協議会等）との連携

(6) スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）

- ①学校長の指示の下、問題を抱える児童が置かれた生活環境を把握し、全教職員と課題を共有する。

2 嘉数っ子

- ①いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」を、小学校1年段階から、系統的に指導され理解する。
- ②悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を持つ。
- ③悩みや気になることがあったら、アンケートや日記に書ける態度を持つ。
- ④先生方や親にも言えない悩みがあったら、SSWやスクールカウンセラー等による相談室（やすらぎルーム）等の利用、電話相談窓口を利用できることを理解する。

3 保護者(地域)

(1) 保護者

- ①わが子の悩みや相談にしっかりと耳を傾け、気になることは、すぐに学校に連絡する。
- ②日常的・積極的な子どもとの会話に努める。
- ③日常的に、服装の汚れや乱れ、けがのチェックに努め、気になることがあれば、学級担任に連絡する。
- ④わが子の持ち物の紛失や増加に注意する。

(2) 地域

- ・地域での子どもの様子に変容が見られたら、「ワッター嘉数ヌワラピンチャー（わが嘉数の子供達）」の気持ちで、速やかに学校に知らせるようにする。

VII. いじめ防止に向けた役割と具体的取組

③ 「いじめに対する措置」について

1 情報を集める

(1) 全教職員

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。
- ②児童や保護者から、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、メモを執りながら真摯に傾聴する。

- ③発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。その際、他の児童の目に触れないよう聞き取り場所、時間等に配慮する。
- ④いじめた児童が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑤教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。

ア 聞き取りは、状況に応じて、担任・学年、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。
 イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
 ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

2 指導・支援体制を組む

○全教職員

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

ア いじめられた児童やいじめた児童への対応（学級担任、養護教諭等）
 イ その保護者への対応（校長、学級担任、学年主任等）
 ウ 教育委員会や関係機関等への連絡の必要性の有無（校長）

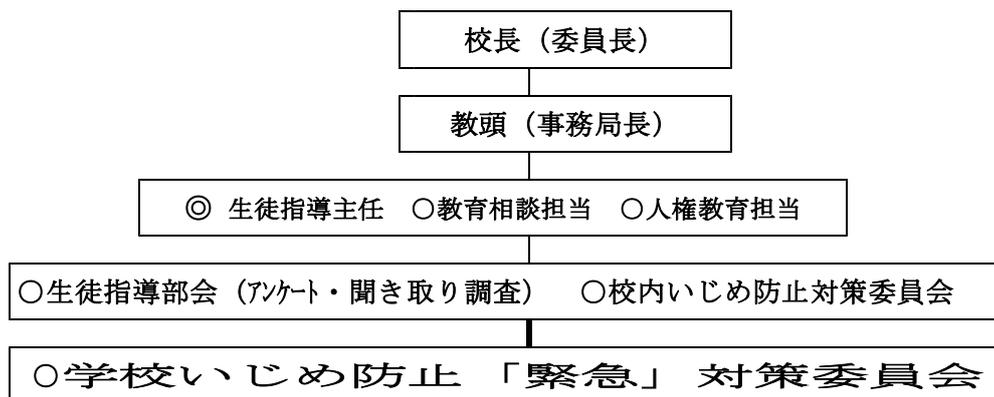
- ②いじめがあると確認された場合、児童生徒及び保護者に対し、必要な支援や指導等、組織的な対応を速やかに講ずる。（臨時いじめ対策委員会実施。）
- ③スクールカウンセラー・SSWを交えた教育相談の充実を図る。
- ④教育相談に係る研究を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- ⑤学校、警察、関係機関等が連携し、連絡会を開催するなど情報共有体制を構築する。
- ⑥いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

3 組織の役割と構成員の決定を行う

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- (4) 個別面談や相談窓口の集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- (6) 発見されたいじめ事案への対応
- (7) マスコミ等への対応→「*管理職が窓口」になる全体確認

4. 「重大事態」への対処

(1) 調査組織



(2) 「そろえる」対応

- ① 学校は、いじめ防止対策基本法第 28 条に則り、次に掲げる「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、宜野湾市教育委員会又は、学校いじめ防止緊急対策委員会で活用するいじめに特化したアンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

重大事態の定義

- ア、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識
- ウ、その他の場合
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

②学校は、前項の規定（重大事態）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 懲戒権の行使

- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

(4) 直接、いじめを行っていない児童への対応

- ①傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解
- ③言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導

(5) 保護者への連絡と支援・助言

- ①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- ②事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ③事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。
- ④いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導
- ④どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(6) 保護者の対応

- ① いじめられた側の保護者
- ア、子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで事実や心情の把握に努める
- イ、問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
- ② いじめた側の保護者
- ア、いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
- イ、事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること
- ウ、被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
- エ、問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

(7) 「つなぐ」対応 宜野湾市教育委員会・関係機関との連携

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに宜野湾市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- ②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、宜野湾警察署（少年課・真栄原交番）と連携する。
- ③市教育委員会が学校に行く責務
- ア、学校への通報
- 学校の教職員、宜野湾市の職員（総務課）等で児童からの相談に応じる者及び児童の保護者は、児童からいじめにかかる相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるものとする。

(8) 重大事態対応フロー図

いじめやいじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策推進法第22条「学校いじめ防止緊急対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有化を図る
- いじめの事実の確認を行い、結果を宜野湾市教育委員会に報告する



「重大事態」の発生の場合

- 宜野湾市委員会に報告
- ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を計画した場合等）
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・年間30日を目安
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に着手する
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

【学校が調査主体の場合の流れ】

宜野湾市教育委員会の指導・助言のもと、以下の対応に努める。

- 学校の下に、重大事態の調査組織「校内いじめ防止『緊急』対策委員会」を設置



- 「学校いじめ防止『緊急』対策委員会」で、事実関係を明確にするための調査を実施



- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



- 調査結果を宜野湾市教育委員会に報告



- 調査結果を踏まえた必要な措置